

令和8年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和8年3月18日（水曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

日程第1 第1号議案から第27号議案まで及び第1号報告について委員長報告
(質疑・討論・表決)

日程第2 議案第1号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第3 閉会中の継続調査申し出の件

日程第4 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
14 番 河 野 正 春
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 塚 栄 彦
総括主幹兼議事係長 水 田 健 二
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子
推 進 員 清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 安 田 祐 一

市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長 田 染 定 利
市参事兼子育て支援課長 水 江 和 徳
市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長

後 藤 史 明
市参事兼農業振興課長 川 口 達 也
市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長

首 藤 賢 司
市参事兼建設課長 馬 場 政 年

財 政 課 長 伊 藤 昭 弘

地域活力創造課長 小 野 政 文

税 務 課 長 瀬 々 信 吉

市 民 課 長 田 中 良 久

保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治

健 康 推 進 課 長 近 藤 直 樹

環 境 課 長 塩 崎 康 弘

商 工 観 光 課 長 井 上 重 信

都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博

上 下 水 道 課 長 近 藤 毅

地域総務二課長兼水産・地域産業課長

奥 田 浩 中

会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦

選挙管理委員会・監査委員事務局長

古 澤 英 彦

農業委員会事務局長 東 本 久

消防長 山 田 幸 茂

教育委員会

教 育 長 河 野 潔

市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己

文 化 財 室 長 河 野 典 之

学 校 教 育 課 長 上 家 誠 夫

総務課 課長補佐兼総務法規係長

矢 野 裕 治

主幹兼秘書係長 齋 藤 恭 子

○議長（阿部輝之君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、第1号議案から第27号議案まで及び第1号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 皆さん、おはようございます。総務委員長報告。

去る3月10日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件と報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、令和8年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億8,220万9,000円が計上されています。

個人の加入件数は、令和8年1月末時点で8,583件、加入率は96.5%となっており、歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設の維持管理費、施設整備費です。

その財源は、使用料、繰入金、市債などで措置されています。

審査の中で委員から、移住者の方のケーブルテレビ加入率についての質疑があり、執行部からは、移住者の方に限定したデータはないが、移住相談の担当課である地域活力創造課と連携して、詳細なところまで説明し、加入を促進している。

なお、子育て世代の方では、今、インターネットは必須であり、インターネットの加入を大きな目的としてケーブルテレビに加入している方が多いのではないかと答弁がありました。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算では、国の地域未来交付金を活用して、令和8年度に取り組む予定であった継続事業について、国の新年度予算の年度内成立が困難な情勢であることから、国の令和7年度予算を活用することにより、令和8年度の当初から支障なく事業着手できるようにするため、令和7年度に繰り上げて補正計上しています。

歳入予算の内容については、国庫支出金などで財源措置されており、補正額は4,335万7,000円の減額で、補正後の予算総額は181億9,066万5,000円となっています。

歳出予算の主な内容については、総務費では、職員の退職手当が増額されています。

商工費では、地域おこし協力隊の報酬に係る経費について、その採用実績に伴い減額しています。

また、繰越明許費の設定については、恋人の聖地応援事業（地域未来交付金）などの繰越措置を行っ

ています。

次に、地方債補正については、現年発生公共土木施設災害復旧事業他3件が追加され、昨今の市場金利の上昇により、利率を年3.0%以内から年5.0%以内に改めています。

審査の中で委員から、生活保護費の扶助費で国が裁判に負け、追加支給するようになった。当初予算には計上しているが、今回、補正予算に計上すべきだったのではないかと質疑があり、執行部からは、対象者をリストアップするためのシステム改修費を今回の補正で計上している。システムで精査し、確定したもので支出することから、予算については令和8年度になる。なお、県内の自治体では、ほとんどが令和8年度であると聞いているとの答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、豊後高田市過疎地域持続的発展計画の変更については、現行の豊後高田市過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、引き続き過疎地域の持続的な発展のための施策を推進するため、計画期間を令和8年度から令和12年度までに変更するものです。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、豊後高田市行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞の通知に係る公示送達の方法について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、豊後高田市公告式条例の一部改正については、デジタル社会の進展を踏まえ、条例等の公布方法を見直すため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、豊後高田市行政組織条例の一部改正については、行政組織を変更するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、豊後高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、国及び他の地方公共団体の状況等を勘案し、緊急消防援助隊手当について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、ぶんごたかだ夢まち城台子育て支援住宅条例の一部改正については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、1月16日付けで専決処分した衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る補正予算の歳入及び歳出であります。

財源については、県支出金で措置されており、補正額は2,411万5,000円の増額であります。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（阿部輝之君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る3月11日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第2号議案、令和8年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ29億4,507万5,000円が計上されています。

歳入の主なものは、県支出金、国民健康保険税、繰入金であり、歳出の主なものは、保険給付費、国

民健康保険事業費納付金です。

審査の中で委員から、歳入について、基金の繰入金として4,125万9,000円を組んでいるが、8年度末の基金残高はどれくらいを見込んでいるのかとの質疑があり、執行部からは、国民健康保険基金の令和8年度末の額としては、約2億1,200万円になると見込んでいる。令和6年度末から比べると、約7,800万円の基金の減少を見込んでいるとの答弁がありました。

審査の結果、第2号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、令和8年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5億3,728万2,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

審査の中で委員から、2年に1度の保険料率の改正、加えて、子ども・子育て支援分も入ってきた結果、保険料額の影響として、県全体の平均では、年間1人当たり9,746円の増になるとの説明があったが、本市の影響見込みと、そのうち、子ども・子育て分をどのくらいとみているのかとの質疑があり、執行部からは、本市での被保険者1人当たりの年間の影響額は、新たに加わる子ども・子育て支援金分を含めると、平均7,046円の増と見込んでいる。そのうち、子ども・子育て支援分については1,606円を見込んでいるとの答弁がありました。

審査の結果、第3号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、令和8年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ30億782万9,000円が計上されています。

歳入の主なものは、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金であり、歳出の主なものは、保険給付費、地域支援事業費です。

審査の結果、第4号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算では、国の地域未来交付金を活用して、令和8年度に取り組む予定の継続事業について

ては、国の新年度予算の年度内成立が不透明な情勢であることから、国の令和7年度予算を活用することにより、令和8年度の当初から支障なく事業着手できるように、令和7年度に繰り上げて計上しています。

改めまして、歳出予算の主な内容としては、民生費では、介護職員の処遇改善等及び被措置者の増加費用として、老人措置事業費が増額されています。

衛生費では、高齢者または重度障がい者がいる世帯の省エネ性能の高いエアコンの購入に対する一部補助である省エネエアコン購入促進事業費を計上しています。

教育費では、高校生のための学びの21世紀塾推進事業費（地域未来交付金）を計上しています。

繰越明許費の設定については、戸籍住民基本台帳システム改修事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員から、ママ家事サポート事業の利用者の過去の実績についての質疑があり、執行部からは、利用者数は、令和6年度が4件、令和5年度が5件、令和4年度が7件であるとの答弁がありました。

そのほか、図書館魅力アップ事業や高校生のための学びの21世紀塾などの質疑がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設されること並びに県が示す標準保険税率に沿った見直しとともに、現行税率と標準保険税率との差に係る緩和措置の実施に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員から、資料要求では4つの世帯モデルについて、3項目のみでの改正後の試算が出されている。これに、子ども・子育て支援納付金分が加わると影響はどうなるのかとの質疑があり、執行部からは、提出資料①の夫婦2人40代、子ども2人、所得300万円の世帯では、現行税率からは6,600円の増となる。

次に、②の夫婦2人70代、所得80万円の5割軽減世帯では、現行税率からはマイナス4,600円となる。

次に、③の夫婦2人70代、所得120万円の2割軽減世帯では、現行税率からはマイナス8,900円となる。

最後に、④の単身の70代、所得30万円の7割軽減

世帯では、現行税率からはマイナス1,000円となる見込みとなり、これらの4つの世帯モデルで試算すると、1つ目の40代の世帯以外は、現行税率よりも改定後の税率のほうが、税額が下がる見込みであるとの答弁がありました。

また、①の世帯だけ上がる要因についての質疑があり、執行部からは、税額の違いについては、その世帯の構成やその年代、所得等など、世帯それぞれの状況により異なってくるので一概には言えないが、今回の国の新たな子ども・子育て支援制度が導入された影響を受けたものと考えられるとの答弁がありました。

なお、さらに基金を使つての緩和措置はできないかとの質疑があり、執行部からは、今後、医療報酬の引き上げ等に伴い、大分県に支払う納付金の額等が不透明な状況に加えて、子ども・子育て支援金が令和10年度まで段階的に引き上げとなることが国において決まっていることから、今後も負担が増えていくことが想定される。基金の使い方については、慎重に行っていかなければならないと考えている。

その上で、令和9年度の国保税率については、今後、令和9年度の県へ支払う納付金額や標準保険税率等が示された時点で検討したいとの答弁がありました。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、豊後高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が定められたことに伴い、乳児等通園支援事業を実施するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、豊後高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第21号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、豊後高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ

いては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、豊後高田市廃棄物処理施設条例の一部改正については、ごみ清掃工場等の廃止及びクリーンセンターの管理方法を変更するため、所要の規定の整備を行うものです。

併せて、条例の一部改正に伴い、議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正を附則で行っています。

審査の結果、第23号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（阿部輝之君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告をいたします。

去る3月12日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案10件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第6号議案、令和8年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数6,600戸、年間総給水量195万7,000立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益3億2,046万1,000円に対し、事業費用3億1,211万3,000円を予定し、差し引き834万8,000円の当期営業利益を予定しています。

資本的収支では、収入総額6,996万4,000円に対し、支出総額1億5,598万4,000円を予定し、差し引き8,602万円の不足額が生じますが、この不足額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんを予定しています。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、令和8年度豊後高田市下水道事業会計予算は、業務の予定量としては、水洗化人口1万300人、年間総処理水量165万2,000立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益8億7,753万6,000円に

対し、事業費用8億6,497万円を予定し、差し引き1,256万6,000円の当期営業利益を予定しています。

資本的収支では、収入総額3億1,646万8,000円に対し、支出総額5億9,302万1,000円を予定し、差し引き2億7,655万3,000円の不足額が生じますが、この不足は、当年度分損益勘定留保資金で補てんを予定しています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算では、国の新年度予算の年度内成立が困難な情勢であることから、国の地域未来交付金を活用する継続事業では、令和8年度の当初から支障なく事業着手ができるよう、令和7年度に繰り上げて補正予算を計上しています。

改めまして、歳出予算の主な内容を報告いたします。

農林水産業費では、農山漁村発イノベーション等整備事業などの事業に係る予算を減額しています。

商工費では、物価高騰対策プレミアム商品券事業費（第11弾）やまちの未来へつなぐ就労支援事業費（地域未来交付金）などに要する経費を計上しています。

土木費では、過疎（道路）対策事業費などに要する経費が減額されています。

災害復旧費では、令和6年8月の台風10号による農地・農業用施設の災害復旧費として、過年度発生農林水産施設補助災害復旧事業費を計上しています。

繰越明許費の設定については、過年度発生農林水産施設補助災害復旧事業費他16件の繰越措置を行っています。

次に、債務負担行為補正では、漁業近代化資金利子補給費補助金の限度額を補正しています。

審査の中で委員から、まちの未来へつなぐ就労支援事業における国際交流促進事業の内容についての質疑があり、執行部からは、B I C事業協同組合に対する補助事業であり、主に五月祭や市内のフットサル大会などでの外国人と日本人の交流事業であるとの答弁がありました。

そのほか、中山間地域等直接支払交付金において、一番減少率の大きい集落はどこかとの質疑があり、執行部からは、3協定が第6期対策に移行できなかった。

その廃止となった3協定は、小田原の川西協定、香々地の早田・五郎丸協定、香々地の大谷協定であるとの答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、令和7年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的支出の建設改良費などを減額するものです。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、令和7年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的支出の建設改良費などを減額するものです。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、損害賠償の額の決定及び示談については、令和5年災ため池復旧工事に伴う土砂採取に際し、相手方に損害を与えたことによる損害賠償の額の決定及び示談することについて、議決を求めるものです。

審査の結果、第12号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、大分県から権限移譲を受けた屋外広告物に関する事務の手数料について、大分県の手数料改定が見込まれるため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第24号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第25号議案、豊後高田市漁港管理条例の一部改正については、漁港に関する使用料等を定める大分県漁港管理条例の一部改正が見込まれるため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第25号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第26号議案、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正については、施設新設及び既存施設の利用料金を見直すため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第26号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第27号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正及び大村第1団地の廃止等のため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第27号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（阿部輝之君） 予算審査特別委員長、於久弘治君。

○予算審査特別委員長（於久弘治君） 去る3月13日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

審査の結果、第1号議案、令和8年度豊後高田市一般会計予算は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（阿部輝之君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、第2号、3、4、19号議案に反対、第1号と第8号議案に賛成討論をいたします。

最初は、国保の特別会計と国保税条例の一部改正議案についてであります。

関連しますので、一括して討論をいたします。

先ほど3人の委員長から、それぞれの27議案に対する審議の様子が報告されまして、全て異議なく可

決をされておりますが、私は、この2つの議案に反対討論をする理由について述べます。

実は、国保条例の改定は、私も50年を超えて議員をしておりますけれども、これだけの大改正は初めてであります。

いわゆる、税率を何%にする、あるいは税額をいくらにするという項目、ここにありますが、これでちょうど70項目あります。

70項目をやっぱり、これは国民の——国保税に加入している皆さんにとってこれはどうなんかなという立場で議案質疑をしましたけれども、時間が足りずですね、解明できませんでした。

それで、この議案を審議する社会文教委員会を傍聴させてもらいました。

ここでは、質疑時間の制限や回数の制限がなく、かなり突っ込んだ議論がされるものと、勉強させてもらうものとは思いましたが、ここでもですね、私にとっては、まだまだ勉強不足で、さらにその後もこれほど国保問題について勉強したことはありませんので、市民の皆さんもこれだけ高い国保税が今度安くなるのかどうかということが、一番注目しておりますのでね、私流に分かりやすい言葉で、ちょっと時間がかかりますけれども、討論させていただきたいと思います。

まず、どうして国保税を集めるし、今回、これだけの70か所も改定をするようになったかなんです。

私も長いこと議員をしておりますけれども、議員になって30年間はですね、国保税というのは、それぞれ全国の市町村別、それぞれ首長が議会に諮って決める条例なんですけれども、大分県の中でもそれぞれまちまちなんです。

それは、何で決まるかと言ったらですね、国保に加入している皆さんが医療機関で診療を受けると、窓口で負担をすると、その残りの医療費をどうやって集めるかと。国や県などの公費負担がありますが、残りの分については、国保に加入している方々に割り振って国保税として取る。これが国保税なんです。

だから、医療費が——皆さんが健康管理に努力をされて、医療費が抑えられれば、それだけ国保税は抑えられるんです。医療費が高いと国保税が上がる。これは当然のことなんです。

その分が1つなんです、その後、介護保険が始まったり、75歳以上の後期高齢者医療保険が始まりましたからね、その分が新たに国保税に加わることになったんです。

これは、この金額は高田でなかなか決められないんですけども、後期高齢者医療保険でしたらば、18市町村の代表の県の連合会の議会で決まる、予算に基づいてですね。大分県で、これだけ納付金を入れてもらいたいから、豊後高田で約1億3,000万円なんですけど、入れてくれと。

もう1つは介護保険がありまして、これは、65歳以上の方は、直接介護保険料を取られるんですけども、介護保険は40歳から64歳までの人についてもですね、取られるんですよ。

それは、直接取るんじゃなくて、国保に入っている方は、国保税の上乗せとして取られる。これを介護納付金と言うんですけど、取られることになりました。

これまで、いわゆる現年度、2025年度はこの3つの方法で割り振りをして税金を取っておったんです。

今度の条例ではですね、新年度からは、先ほど委員長報告で若干ありましたけれども、子ども・子育て支援金の上乗せされるんです。これも全国一斉です。

だから、今回の3月議会では全国一斉に国保税の税率改定が行われているんです。

そこでですね、問題になるのは、この集めるべき、これまでで言ったら3種類、今度は、今年度から4種類のものを集めるんですけども、その税率は3つの方法で条例化されているんです。これは、数字に出てきているんです。

それは1つは、所得割。国保に加入している方の世帯の所得がどれだけあるかによって、高い人は国保税が上がる。しかし、低い人は、この所得割はゼロです。あるいは、低い人も随分あります。

2つ目はですね、国保に加入している人、これは、赤ちゃんから74歳までの方が1人幾らという条例になっているんです。

3つ目はですね、国保に加入している全ての世帯に平等にする平等割。これは、1人世帯も5人世帯でもみんな平等割が何万円ということになっています。それで決まるんです。

この所得割、均等割、平等割を今度は4つの項目で割り振ったのが、今度の条例改定。だから、70項目の改定になっているんです。

それでですね、私計算してみましたら、現在、豊後高田市、14市の中でですね、このこれまでの3つ分です。今は3つ分、新年度から4つ分なんですけれども、3つ分というのは、医療費と後期高齢者と

介護分ですね。この分の所得割を合算しましたら、豊後高田は14.75%なんです。これは、14市の中で上から5番目に高いんです。

もう1つのですね、均等割は1人4万1,900円。これは、県下で7番目に高い。

それから、平等割ですね、全てにかかるのは3万2,200円ですが、これは4番目に高いんです。

ところがですね、私がこれまで何度もこの議会で問題にしてきたのは、医療費分のことなんです。

医療費分は、豊後高田は10.4%で、県下で2番目に高いんです。医療費分の均等割も平等割も3番目に高いんです。

それをですね、引き下げるべきじゃないかということで議論してきました、これ、ようやくですね、市長も認めてくれまして、今度は、これが大幅減になります。これは評価をいたします。

評価って、これだけやるならばですね、全ての世帯が大幅に国保税が下がるんです。

ところがですね、条例見てください。今度はですね、こちらを下げた分は、後期高齢者分と介護保険分については、所得割も均等割も平等割も値上げなんです。

そのためにですね、合計差し引きしてみましたら、それでも所得割と平等割は下がるんです。均等割が若干上がるんですけどね。後で試算表を私なりに報告しますけれども、全体的には、多くの皆さんがこの3種類のものでしたら値下げされまして、喜ばれます。

しかし、新たに今回は、子ども・子育て分が上乗せされるために大問題なんです。それは、また後で詳しくやりますけれども。

いいですか、今のところだけの問題点は、なんで豊後高田がね、医療費分を大幅に下げたのに、後期高齢者と介護分を上げなければならないかなんです。

先ほどありましたけれどもね、担当課は県の標準単価よりも豊後高田が低かったから、それに合わせたんだと。これ何が悪いんですかと言わんばかりでしょ。

私、大分県中全部調べました。

現行税率——今かけている税率ですね、これ合算しまして、均等割で合算というのは、医療分と後期高齢者と介護保険分、合算しまして、均等割が豊後高田では4万1,900円なんですけどね。これが、県の標準より低いから上げたんだが、何が悪いかわけね。

ところがですね、県の標準単価と同じ額は由布市だけ。値上げ、これより高いのは竹田市だけなんですよ。豊後高田市を含めて、あとの12市はですね、県の標準単価よりも皆低いんです。

今回また、今度の3月議会で改定がやられておるけれど、その分は、まだ決定していないから分析しておりませんけどね、今までの分で言ったら、12市が県が示したよりも低いんですよ。なぜそれを上げないかんのかと。

杵築だって低いんです。だから、杵築はそのまま据え置きなんです。均等割も平等割も杵築は据え置きなんです。全体です。全体がですよ。国保税だけは、杵築は均等割で5,300円下げるんです。所得割も大幅に下げるんです。だから全世帯が下がるのに、杵築ができたことは、何で豊後高田でできないかということが問題なんですよ。

ぜひ、市長も副市長もこの辺をちょっとよく研究してもらいたい。

私の言っていることが嘘だったら、私は謝罪しますよ。私も10日間勉強して分かったんです。今日修正しようと言ってもね、もう無理ですからね。また、来年の3月議会にはよくよく考えてですね、杵築にも調査してもらってですね、何とか、全体が——国保税が安くなるようにしてもらいたいというのが意見なんです。

大きい2つ目の問題ですね、これは、子ども・子育て支援金分の上乗せ分なんです。

それはですね、政府が児童手当を拡充するなど、国の責任で子育て支援策を打ち出すことになりましたわね。この法律は、2年前に決まったんですけれども、若干始まりました。そのことは評価しているんですよ。この財源は、国が責任持って作ればよいことなのに、この財源の一部を職員の皆さんが入っている、あるいは会社の職員が入っている健康保険、そして、国民健康保険、75歳以上の後期高齢者の健康保険ね、これでですね、年間1兆円上乗せしようという法律が決まったんです。

この法律に反対したのは、日本共産党、その他野党が反対しました。で、とうとう通ってしまったんですね。そして、今度の全国の3月議会にこの上乗せ分の議案が出ているんです。

これが大問題なんですよ。だから、ネットを見てください。

これはね、何で子育て以外の世帯に、こんな不当な問題をですね、子育て支援を健康保険にかけるの

はおかしいじゃないかと。独身税ではないかということだね、批判の声がいっぱいあります。見てください。本当ですよ。豊後高田の職員の中でも、これはおかしいという声が大半でしょ。これは、議員の皆さんもおかしいとならないかんわけですよ。国に向かってこんなばかなことがあるかと。

私たちは、その子育て支援をすることは賛成ですよ。子育て支援に国が大いに政策を実践することは賛成ですけど、それは財源をね、健康保険に上乗せするんじゃないくて、それは、今、大企業や株主など富裕層に対して、税金ばらまきしてるんですけども、この税金制度を改革してですね、儲けてるところからまともに税金出せと。軍事費もですね、そんなに大幅に上げない。そうすれば財源はいくらでもできるでしょ。

そうすれば、こんなですね、今回みたいに、国保税の上乗せなどすることはない。ぜひそうしてもらいたい。だから、私たち議員の皆さんも、執行部の皆さんもよく理解してもらって、市長にですね、政治力を発揮して、そういう財源を作れと。国保税が高いのに、また上乗せすることは何事かという立場でね、市長に頑張ってもらいたいから、私は、ここでちょっと一定の時間をとって討論をしてるんですけど、これお分かりでしょうかね、ここまで。

もうこれが分かってくれば、この問題は終わります。いいですか。

それで、もう次いきますよ。

もう、一言でいきますとですね、先ほど社会文教委員長からね、私が資料要求している——本会議で資料要求しましたね。こういう家庭では、今度の改定でどうということになるかという資料要求してるでしょ。

で、その中で、その資料は、これまでの3つの分だけだったんですよ。

今の於久議員がいい質疑しましたよ。それだけじゃなくて、この子育て分が上乗せになったらどうかという質疑しまして、その執行部の回答が、4つの事例について報告がありましたわね。それについてですね、4つの中で、2つの例だけをもっと理解してもらいたいので、私なりに研究しておりますから言いますよ。

1つの例でいきましたらね、夫婦2人で40歳代の年間所得300万円の例があったでしょ。相対的な答弁がありましたわね。

この中で、私の言うように、医療費分の改定だけ

だったらですね、医療費分だけで、その家庭はこれまでよりも年間で6万9,300円国保税が下がるんです。

ところが、後期高齢者分や介護分を上げたためにね、杵築はこれは上げなかったけど、豊後高田は上げたために、4,200円しか値下げにならないんです。

しかし、子ども分が1万800円上乗せるんで、この4人世帯では、年間で6,600円上がります。でも、パーセントにしたら1.2%の値上げなんですけどね。

このような事例のところはですね、今回の条例改定で値上げされますけど、私の計算では、大半の人は値下げになります。

2つ目のところいきますよ。

2つ目のところはですね、夫婦2人で65歳、年金暮らしの74歳までの家庭はですね、これは、均等割と平等割が2割軽減になるんです。ここで決めている大きい数字を決めても、それよりも2割軽減できます。それで計算しましたらね、医療費分だけでも2万4,700円の引き下げになるんです。

しかし、介護分を今度上げたために、この方々については、介護分はゼロなんです。

後期高齢者分を上げたために1万3,400円しか下がりませんが、子ども分を足してみましてもね、年間の税金は8,900円、1世帯当たり8,900円下がります。これはパーセントにしましたら5%なんです。

そのほか、4種類出していますけども、時間の都合で省きますけどね。

だから大枠で言いますよ。

なぜ、私が今度の議案に反対かというのは、これまでの医療費分を大幅に下げたことは、大いに賛成、市長を評価しますが、その分、後期高齢者分と介護分を上乗せしたことは問題だと。杵築みたいに上げることはなかった。据置きでよかった。上げて、もう少し抑えればよかったんですよ。そしたらこういうことにならなかった。

同時に今度は——これは、市長の責任じゃありませんが、子ども・子育て分を国の言いなりに大幅に上げた。だから反対なんです。

もう終わりますが、来年また3月議会までにはですね、また、一般質問でこの問題を取り上げて、何とか市長にですね、やってもらおうと。あと3年先にはですね、国保税が豊後高田で決めるんじゃないんですよ。県で決めることに変わります。県下統一の国保税になるんですよ。そのためにもね、中津などに見習って——中津は、毎年毎年値下げすることになりました。議会の答弁していました。

豊後高田もそういうことも研究してもらってね。今、貯め込み金が、今出されている予算の最終年度でも、2億円を超える金額が残るそうなんです。これを一部取り壊してくれれば、3年間はどうかあるんじゃないかと思いますんで、研究してもらうことをお願いをしましてですね、国保税の医療費分を引き下げたことは、大いに評価して一歩前進。

しかし、子ども・子育て分などが上乗せされるので反対しますが、来年度は何か引き下げるように、市長も副市長もよく聞いてよって、私の指摘していることが問題なら問題を反論してもらいたいんじゃないかね。

そのことを要請して、この2つの議案に対する反対討論を終わります。

次は、第3号議案、後期高齢者医療保険特別会計の予算に対する反対討論です。

もうなるべく短くいきますのでね。

新年度予算は、75歳以上の高齢者の年金から天引きする、保険料を徴収する予算になっているんです。これは、この徴収の税率は、豊後高田の議会ではないんです。18市町村の議会の代表の議会で決まったことなんですけれども、それは、2月19日に開かれました。

ここの議会にはですね、大分市と日田市と国東市は共産党の議員が代表で出ているんです。聞きましたら、この共産党の議員は、この値上げの不当性を問題にしまして、予算にも反対して、条例にも反対しているんですけれども、あとは、誰も質問もなければ答弁もなくして決まりました。

その結果、税率ではですね、所得割は、この子ども・子育て分を上乗せしてもですね、0.06ポイントの引上げで、これはほとんど変わらないんですけれども、75歳以上1人当たりにかかる、これは、平等割がありません。1人当たりだけなんですけれども、これで、条例上では6,400円の値上げです。

全県平均でいきましたら、今度の値上げ分は、議会の議論の結果ですね、1万400円の値上げになる。豊後高田の場合は、所得が低い人が多いために、それよりも平均値上げは抑えられます。先ほど報告があったとおりですね。

それでもですね、やっぱり物価がこれだけ上がって、年金はなかなか上がらないと。年金生活者は大変なのにね、年間1万近くの保険料が上がったら大変でしょ。

だからこれに、私は反対します。

よってですね、今後市長は、国に向けて国の負担を増やしてですね、高齢者の負担が増えないように、努力を要求しておきたいと思います。

次は、第4号議案、介護保険の特別会計であります。

これはですね、もう介護保険が始まって、20何年になりますけれども、3年に1回介護保険料の改定がありまして、佐々木市長になって2回改定しましたけれどもですね、前回は市長も努力していただきました、担当課も努力していただきまして、基金を取り壊して、何とか値上げを抑えるちゅうことで、ほんの僅か値上げしました。

だから、永松市長時代はですね、県下で豊後高田の介護保険料は、当初は3番目に高かったんです。合併までは3番目に高かったんです。今やですね、18市町村の中で、豊後高田の介護保険料は、下から3番目に安いんです。

佐々木市長は、この功績が大きいと思いますよ。

それでも、私がなぜ反対するかちゅうのはですね、年間で計算しましたら、豊後高田の場合、安い人でも1万8,300円、高い人は年間15万4,600円なんですよ。年金生活者で、これだけの介護保険の料金高いでしょ。だから反対しますが、この一番問題はですね、国がこの制度を始めた時に、今までは50%国が持っておったのに、この制度と同時に国は25%の負担なんです。あと25%を県がもって、あつ、12.5、12.5ですね、もって50%を公費で賄っている。あとの50%はこの介護保険料で賄っているんですよ。

これをですね、私たち共産党は、25を国が35と、10%上げろと、そうすると介護保険料は下がると。このことを国会でも頑張っております。

ぜひ、佐々木市長もですね、また、3年に1回は——来年の3月ですが、来年3月議会に、この介護保険の条例が出ますのでね、もう来年2月までしか私たちは任期はありませんけれどもね、ぜひ佐々木市長もこのことをよく理解してもらって、国庫負担をもう10%増やして介護保険料を引き下げるとい、立場で頑張ってもらいたいと思います。

あと2議案になりまして、簡単にいきますが、1つは、年間の経費を決める一般会計の当初予算についてであります。

私は、どういう態度をとるかということではですね、日本共産党大分県委員会の林田県委員長とも相談をしまして指導を受けました。その結果、昨年と同じような態度ですね。やっぱり一般——この当初

予算の中にはね、私どもが反対してきておりますマイナンバーカードの推進の予算だとか、同和事業をいまだにまだ同和団体に補助金を出したり、公費を投入したりしておりますけどもね、こういうことについては同意できませんので、さらにこれは改善をするように求めて頑張っていきたいと思うんですけども、相対的に見るならばね、私どもは予算に賛成しようという態度を表明をいたします。

歳入でいきましたらね、地方交付税も合併したために、合併した当時は良かったけど、だんだん下がるんじゃないかと心配しておりましたけれども、今度の予算では約1億円増加できるんですよ。それから、国庫支出金についてもですね、なかなか佐々木市長に代わったら、国からも県からもこういう金が減らされるんじゃないかという攻撃がありましたけど、そうじゃないんです。今度の予算でもですね、5億円、前年度よりも増えます。

それからですね、全体的には10億円でしょ。10億円の歳入増なんですよ。この歳入増を使って、どういう事業をするかというのが歳出なんですよけれども、2、3言いますとね、民生費については58億円なんです。前年度よりも7%上がっています。

例えば、高齢者対策でもですね、佐々木市長、大分県一の敬老会の実施補助金でしょ。それから、敬老祝いの品の継続。今度の予算でも、物価高で原材料が上がりましたが、それを市が補助して給食サービスについては、市民からもらう料金は据置きをするというような高齢者対策でしょ。

それから、今度、子育て支援についてもですね、新年度は、放課後児童クラブの利用料や障がい者放課後等デイサービスの利用料についても無料ですよ。これ同時に無料したちゅうのは、大分県で豊後高田市だけなんですよ。

それから、高田高校を卒業して、新たに大学に入るその保護者に対してもね、やはり就学支援金ということで、5万円出すことになったでしょ。

こういうことを見ますとね、評価できるんですよ。

特に、隣の宇佐市と関係ね、今、ごみ処理場の問題でもめてますから述べたいんですけども、宇佐市は、財源が厳しい、厳しいということですね、市民に対することはどんどん削減なんですよ。

例えば、是永市長が佐々木市長に負けんようにするということで、1年間に敬老会の補助金を200円ずつ上げてきたんです。2年間上げて、今1,400円上げました。

ところが、新しい市長になったらこれを打ち切れと。上げることはないになった。今度の予算で突然になくなったんですよ。

それからですね、入学祝い金も豊後高田よりも宇佐のほうが早かったんですけども、これもやめろと。2万円引き下げました。

それからですね、高齢者と子育ての住宅改修金、豊後高田はずっと続けておりますよ。これは廃止です。それから、新婚さん応援事業も豊後高田のまねをして作りましたけれども、これも廃止。妊婦、妊娠婦のですね、医療費の助成事業も廃止なんですよ。もうこれ以上言いませんけれどもね。

それに比べたらね、豊後高田は高齢者対策でも、子育て支援や、あるいは定住や移住対策でもね、本当にね、宇佐と比べ物にならなでしょ。こういう予算も含まれておりますので、終わりますが、賛成をするものであります。

あと最後、あと1分かけて終わりますが、第8号議案が一般会計の補正予算なんです。これでもですね、私は、もうほんと3年間振り返って見て、私ぐらいにですね、この物価高から暮らしを守ろう、独自支援策を作ろう、作ろうと、意見を述べた議員はないと思っております。大分県でも私一番だと思っています。とうとう市長もですね、今度補正予算に書いてるのみてください。物価高から（聞き取れず）を守る新規事業では、エアコン購入費用ですよ。これ議会で私2回取り上げました。これとうとうできました。あるいは物価高から農家を守る予算が、12月議会から出されてなかったんですよ。今度は農家をですね、2万5,000円、大きいところでは10万円の支援金ができました。

それから、小規模事業者に対しても今度は新たに支援策が取られる。

そして、第11弾のプレミアム商品券事業などが含まれておりますのでね、まだ言いたいけれどもこれで終わりますが、こういう理由で賛成いたします。

議員の皆さん、長い討論になりましたけれども、趣旨をお汲み取りいただきまして、ご賛同いただきますようお願いをして終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部輝之君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） これにて討論を終結いたし

ます。

ただいまから採決に入ります。

初めに、第23号議案を起立により採決いたします。

本案については、地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議席に設置されている賛成・反対いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

第23号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部輝之君) 着席ください。

ただいまの起立者は16名です。

よって、第23号議案については委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、お手元に配付してあります採決表により採決いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第2号議案から第4号議案まで及び第19号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部輝之君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第2号議案から第4号議案まで及び第19号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている賛成・反対いずれかのボタンを押した後に、本案に賛成の者は起立をしてください。

以後、起立採決の際は同様をお願いいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部輝之君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定

いたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部輝之君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、第3号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部輝之君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第19号議案について、起立により採決いたします。

第19号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部輝之君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、第19号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(阿部輝之君) 日程第2、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

15番、菅 健雄君。

○15番(菅 健雄君) 提案理由の説明をいたします。

議案第1号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正を行いたいので提出するものであります。

改正の内容につきましては、豊後高田市行政組織条例の一部改正に伴い、委員会条例第2条に規定しております、総務委員会所管の企画情報課を企画広報課、情報推進室に改め、産業建設委員会所管の農業地域支援室を削るものでございます。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われないよう、附則において経過措置を設けております。

以上、本議案について何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） お諮りいたします。
本案については、委員会の付託を省略いたしたい
と思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、委員会の付託を
省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） 質疑なしと認め、質疑を終
結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） 討論なしと認め、討論を終
結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、原案のとおり可
決されました。

○議長（阿部輝之君） 日程第3、閉会中の継続調
査申出の件を議題といたします。

議会活性化特別委員長から、会議規則第111条の規
定により、所管に関する調査を調査終了まで閉会中
に行いたい旨の申出があり、議長においてこれを受
理しました。

お諮りいたします。

議会活性化特別委員長からの申出のとおり、調査
終了まで閉会中の継続調査とすることにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員長からの申出のと
おり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決
しました。

○議長（阿部輝之君） 日程第4、議員派遣の件を
議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してあり

ますとおり、派遣することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付
しておりますとおり、派遣することに決定いたしま
した。

なお、やむを得ない事情による変更または中止に
ついては、その決定を議長に一任願います。

○議長（阿部輝之君） 以上で、本定例会に付議さ
れました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回豊後高田市議
会定例会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに
署名する。

豊後高田市議会議長 阿 部 輝 之

豊後高田市議会議員 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 大 石 忠 昭